第1部 屋外広告物と秦野市屋外広告物条例

1. 屋外広告物とは

上部突出広告板

屋外広告物とは、次の要件をすべて満たすものです。

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に表示されるものであって
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、 広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は 表示されたもの並びにこれらに類するもの

よ〜く見ると、 屋外広告物って、 まちにたくさんあるネ!



屋外広告物は、情報の受け手にとって有益なものであったり、まちを活気づけたりするものです。

しかし、何のルールや規制も受けず、設置者の営利や利益を優先し、自由に屋外広告物が設置されてしまうと、視覚的な公害にもなり、通行や交通の妨げになることもあります。

また、不十分な設置方法による広告物の落下や飛散など、安全性への問題もあります。

そこで、屋外広告物法では、「<u>良好な景観の形成及び風致の維持</u>」「<u>公衆に対する危害の防止</u>」という点から、屋外広告物について規制がされています。



《屋外広告物にはルールがあるんだね!》

秦野市では、屋外広告物法の規定に基づき、「秦野市屋外広告物条例」 を定めています。

また、景観法に基づく景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」では、 景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物 件の設置に関する行為の制限を定めています。

2. 秦野市屋外広告物条例の趣旨とおもな特徴

広告

秦野市においては、昭和24年から平成22年度まで神奈川県屋外広告物条例による県内一律の規制を受けていましたが、平成23年度から施行した秦野市屋外広告物条例では、屋外広告物の実情や、時代のニーズに合った基準に見直すとともに、県内唯一の盆地である秦野の地形的特性と自然景観の保全を重視した屋外広告物の設置を誘導しています。

おもな特徴は次のとおりです。

- ●上部突出広告物 (建築物の屋上の広告物) に色彩の基準を設定
- ●水無川の両側区域を「特定区域」として指定し、色彩の基準を設定
- ●市街化調整区域内の屋外広告物の規制の適正化



山に囲まれた「盆地」のまち

第2部 禁止地域と禁止物件

1. 禁止地域

屋外広告物を表示したり、設置してはならない地域があります。

- 文化財保護法の規定により指定(仮指定)された建造物の周囲で指定する地域
- ●神奈川県文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその周囲で指定する地域
- ●森林法の保安林 ●自然公園法の特別地域 ●神奈川県立自然公園条例の特別地域
- 首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地特別保全地区 都市緑地法の特別緑地保全地区
- ●神奈川県の自然環境保全条例の自然環境保全地域●河川法の河川区域
- ●墓地、埋葬等に関する法律の墳墓、墓地、納骨堂、火葬場
- 高速自動車国道法に規定する高速自動車国道から展望できる範囲で指定する区域
- 秦野市文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその周囲で指定する地域
- ●秦野市みどり条例の樹林保全地区 ●生産緑地法の生産緑地地区
- 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域における農地、農用地
- 秦野市景観まちづくり条例の眺望景観保全育成計画及び地域景観拠点保全活用指針により指定する区域

2. 禁止物件

屋外広告物を表示したり、設置してはならない物件があります。

	広告物等の表示や設置を禁止する物件		 橋りょう(ガード類を含む)、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、道路元標、駒止、里程標 街路樹、路傍樹 郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所、変圧器、配電器等 銅像、神仏像、記念碑等 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識等 送電塔、送受信塔、照明塔 煙突、ガスタンク等 道路法施行令による他の車両、歩行者を確認するための鏡(カーブミラー) 秦野市みどり条例の保存樹木 景観法の景観重要建造物、景観重要樹木 秦野市景観まちづくり条例の眺望景観保全育成計画及び地域景観拠点保全活用指針により指定する物件
日ヤ	種類や方法を 限定して表示 や設置を禁止 する物件	広告物を表示する ことを禁止	●道路の路面
		直接表示を禁止	●石垣、擁壁等
		はり紙、はり札、 立看板を禁止	電柱 ●消火栓標識 ●バス停留所の上屋 ●植樹帯

- ○このほか、次に掲げる広告物等は、表示(設置)してはならないことになっています。
 - ①著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
 - ②円滑な交通の妨げとなるもの
 - ③公衆に対し危害を及ぼすおそれのあるもの